

扶養認定にかかる添付書類一覧（以下は一般的に想定されるケースにおける最低限必要となる書類の一例です）

届出（申立）書と添付書類の整合性が取れない場合、一覧に記載した書類に加えて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

チェック	対象者・事由	必要書類	発行者
☐	<u>すべての</u> 認定対象者	・ <u>認定対象者を含む世帯全員</u> の記載がある住民票（続柄が省略されたものは不可）（※１） または、 ・ 被保険者と認定対象者の続柄がわかる戸籍謄本（※１、２）	市区町村 の役所
☐	認定対象者が <u>16 歳以上</u>	・ 課税証明書または非課税証明書（※１） ※ <u>収入減少（パートタイム契約への変更等）にともない被扶養者となる場合</u> は、お勤め先が発行した「直近３か月分の給与明細」または「雇用条件通知書」等を追加でご用意ください。	市区町村 の役所 ※勤務先
☐	<u>被保険者の配偶者が阪和健保以外の社会保険制度の加入者である（※）場合</u> （※）共働きで他社にお勤めの場合など	・ 被保険者と配偶者の続柄がわかる住民票または戸籍謄本（※１、２） ＋ ・ 配偶者の課税証明書（※１） → <u>被保険者と配偶者の収入比較を行い、「収入が多い方の被扶養者」という扱いになります。</u>	市区町村 の役所
☐	認定対象者が別居（同一住所でも世帯が分かれている場合は別居として扱います。以下同じ。） 認定対象者が別居の学生の場合	・ 被保険者から認定者に対して定期的に送金している事実（※３）がわかる書類（通帳の写しなど） ・ 学生証のコピーで送金確認資料の代替可	学校（学生証）
☐	認定対象者が公的年金を受給している場合	・ 直近の年金決定（改定）通知書のコピー	年金事務所
☐	認定対象者が離職した場合	雇用保険（失業手当）を受給しない場合	ハローワーク
☐		雇用保険の受給資格を延長する場合	
☐		雇用保険の受給資格がない場合（加入期間不足）	
☐		雇用保険の受給期間を満了した場合	
☐		雇用保険に未加入だった場合	（元）勤務先
☐	認定対象者が自営業の場合	青色申告者の場合	認定対象者
☐		白色申告者の場合	
☐		暦年の途中で認定希望の場合	
☐		事業をやめた場合	
☐	認定対象者が雇用保険以外の社会保険給付を受けている場合	・（傷病手当金、出産手当金等）給付金の支給決定通知書等	認定対象者が加入していた健康保険組合 等
☐	認定対象者が日本国籍以外をお持ちの場合	・ 在留許可証（在留カード）の写し	

（※１）（認定対象者等が）マイナンバーカードをお持ちの場合、コンビニで取得可能な場合もあります。

（※２）届出時の状況が記載されたもので、かつ、証明書発行日が被扶養者異動届の提出日から遡って３か月以内のもの

（※３）現金または本人名義の預金口座のキャッシュカード等の手渡しは、経済援助の事実を客観的に確認できないため認められません。

（※４）認定時に提出困難な場合、一旦該当する旨の記載・押印がない離職票のコピーを提出いただき、**認定後２ヶ月以内にハローワークで記載・押印を受けた後、その離職票のコピーを改めてご提出**ください。